対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	
北海道恵庭市	北柏木町一丁目、二丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び三丁目（次の図面に示す部分に限る。）から五丁目まで、桜森（次の図面に示す部分に限る。）、島松寿町一丁目及び二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、島松沢（次の図面に示す部分に限る。）、島松仲町一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、島松東町三丁目（次の図面に示す部分に限る。）、松本町一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、西島松（次の図面に示す部分に限る。）及び四丁目（次の図面に示す部分に限る。）並びに恵み野里美一三丁目（次の図面に示す部分に限る。）

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

三十二　陸上自衛隊島松駐屯地苗穂分屯地

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域
北海道札幌市東区	北海道札幌市東区	北海道札幌市中央区 北海道札幌市東区
苗穂町七丁目一番一号	苗穂町七丁目及び八丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	大通東十一丁目（次の図面に示す部分に限る。）から十四丁目まで、北一条東十一丁目（次の図面に示す部分に限る。）から十九丁目まで、北二条東十一丁目（次の図面に示す部分に限る。）から二十丁目まで及び北三条東十丁目（次の図面に示す部分に限る。）から十五丁目まで並びに北一丁目から十九丁目まで、北二条東十一丁目から二十丁目まで及び北三条東十丁目から十五丁目まで以外の次の図面に示す地域

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

三十三　陸上自衛隊島松駐屯地日高分屯地

対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域		
北海道札幌市白石区	菊水七条一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、菊水八条一丁目及び二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、菊水九条一丁目及び二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、菊水上町一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、菊水上町二条一丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、菊水上町三条一丁目から四丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで及び菊水上町四条一丁目から四丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、菊水元町二条一丁目から三丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、菊水元町一条一丁目から三丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、菊水元町三条一丁目から二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、菊水元町四条一丁目及び二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、菊水元町五条一丁目（次の図面に示す部分に限る。）並びに米里（次の図面に示す部分に限る。）	北海道沙流郡日高町	字千栄七十五番地
		北海道沙流郡日高町	字千栄（次の図面に示す部分に限る。）
		北海道勇払郡占冠村 北海道沙流郡日高町	字双珠別（次の図面に示す部分に限る。） 字千栄（次の図面に示す部分に限る。）

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。